

行動計画

次世代育成支援対策法 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標①

男性社員に育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行います。

女性社員取得・・・100%を維持

男性社員取得・・・3%以上とします

【対策】

令和2年10月～制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標②

社員が希望する場合に利用出来る、半日有給制度を導入します。

【対策】

令和2年6月～制度の導入、社員への周知を行います

女性活躍推進法 一般事業主行動計画

女性の働きやすい職場環境の整備を行い、かつ全社員が仕事と家庭生活の調和を図り、子育てしやすい環境を作ることで、その能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標①

労働者に占める女性労働者の割合を30%以上とします。

【対策】

令和4年4月（適宜）～性別を問わない採用活動の推進

目標②

女性社員の勤続年数を男性社員比70%以上とします。

【対策】

令和4年4月～各種福利厚生制度の積極的活用